

第 1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（3,827t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（12,818t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（21,040t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

削除

第 1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（10,218t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量指標値（0.42t/統付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（721t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

しらす香川県海域（主に香川県海域で漁獲されるかたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第 2 資源管理の方向性

いわし機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：1.0t/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。当該水産資源を漁獲対象とする漁業について、当該水産資源を漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

まだこ香川県海域

第 2 資源管理の方向性

小型機船底びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：0.2kg/隻日、備讃瀬戸：7.0kg/隻日、燧灘：0.4kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

うしのした類香川県海域（こうらいあかしたびらめ及びいぬのした）

第 2 資源管理の方向性

小型機船底びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（播磨灘：1.5kg/隻日、備讃瀬戸：5.5kg/隻日、燧灘：5.1kg/隻日）以上になることを目指す。なお、国による資源評価において資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

まながつお香川県海域

第 2 資源管理の方向性

魚込網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（備讃瀬戸：0.8kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第 1 水産資源

さより香川県海域

第 2 資源管理の方向性

二そうさより機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（燧灘：20.9kg/隻日）以上に、さし網（建網）漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3 年の平均水準（備讃瀬戸：16.3kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし